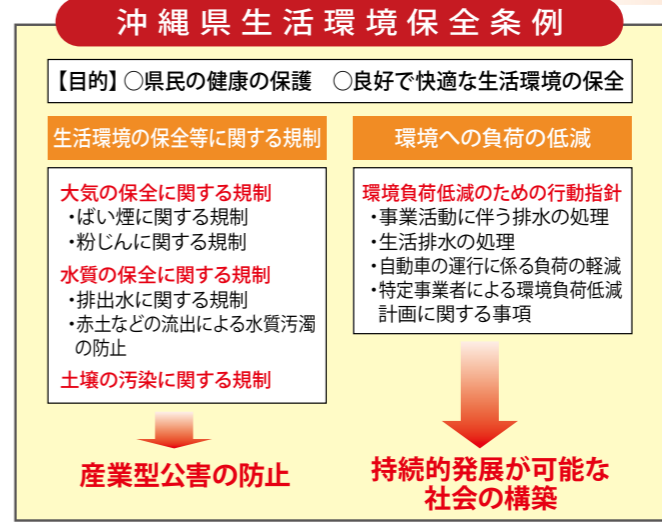


沖縄県生活環境保全条例

沖縄県生活環境保全条例は、平成二十一年十月に施行され、県では事業者や県民に対し、環境への負荷低減に向けた取り組みを呼びかけています。



条例制定の経緯

これまで、沖縄県公害防止条例により工場や事業場などから排出されるばい煙や粉じん、工場排水等を規制し、環境の保全に取り組んできました。

しかし、近年は、家庭から排出される生活排水による汚濁負荷の問題が増え、公害問題の態様が産業型から都市生活型へと変化しています。

そこで、県は、これまでの公害防止条例を全面的に見直し、県民の健康の保護と良好で快適な生活環境の保全を目的とした沖縄県生活環境保全条例を新たに制定しました。

条例の概要

生活環境保全条例では、公害防止条例で定められていたばい煙や粉じん、汚水排水施設の届出や排出基準などを整理し、違反者に対する罰則規定が強化されました。また、土壌の汚染防止に関する措置として有害物質などの適正管理を義務づけるとともに、環境負荷低減のための行動指針が新たに規定されました。

環境負荷低減のための主な行動指針

- ① 事業者が取り組む行動
 - 下水道が整備された地区では、速やかに下水道に接続すること
 - 条例の排出基準適用事業者などは排出基準を守り、さらに水質汚濁負荷の低減に努めること
 - グリーン商品や省エネ性能の高いO A機器、設備を購入すること
 - 従業員に地球温暖化対策を呼びかけ、エコオフィス活動を推進すること
 - 廃棄物を抑制し、リサイクルを推進すること
- ② 県民が取り組む行動
 - 洗濯などに使用する洗剤は、適正な量を使用しよう
 - マイバックの利用や過剰包装を断るなどゴミの発生抑制を心がけよう
 - 県産品野菜などの利用による地産地消に努め、商品の輸送に伴う温室効果ガスの排出抑制に協力しよう
 - エコドライブを心がけ、燃費の改善に取り組みよう
- ③ 特定事業者が取り組む行動
 - 事業活動に伴う環境の負荷低減を図るための環境負荷低減計画の策定に努めること
 - 関連する事業者に対し、環境負荷低減のための行動に沿った事業活動に努めるよう求めること

今後の取り組み

県では公害の防止のため、引き続き事業者に対して排出規制の取り組みの強化を行います。排出基準に適合しない事業者に対しては、施設構造や処理方法について計画の変更や必要な指導、助言・勧告など改善命令を行って排出基準の遵守を図ります。また、ばい煙、粉じん、汚水等発生施設が故障などで事故が発生し、人の健康や生活環境に被害をおよぼすおそれがあるときは、すみやかに汚染状況調査を行い、排出防止のための応急措置と復旧を図ります。

現在、河川・海域における汚濁負荷量の七割近くを生活排水が占めています。環境負荷低減のための行動を広く県民に周知を図り、県全域における生活排水対策を推進する必要があります。大気汚染や水質汚濁など環境問題に対応するためには、県民一人ひとりが汚濁負荷の排出者であるという考えに立ち、環境への負荷の低減のための行動指針を着実に実行していかねければなりません。事業者、県民の皆さまのご理解・ご協力をより強くお願いします。

条例の詳細は…

環境保全課ホームページ
<http://www.pref.okinawa.jp/kankyo/uhozen/okinawa/hozen/index.html>

沖縄県生活環境保全条例 検索

住宅手当緊急特別措置事業

離職者であって就労能力および就労意欲のある方のうち、住宅を失っている方または失うおそれのある方を対象に、原則六カ月間(最長九カ月間)、賃貸住宅等の家賃として住宅手当を支給するとともに、再就職に向けた支援を行っています。

住宅手当の支給対象者

- 申請時に次の①から⑦の要件に該当する方が対象となります。
- ① 平成十九年十月一日以降に離職したこと
 - ② 離職前に、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していたこと(離婚等により、申請時に主たる生計維持者となつた方も対象となります)
 - ③ 就労能力および常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行うことまたは現在行っていること
 - ④ 住宅を喪失していることまたは喪失するおそれのあること
 - ⑤ 申請を行った月における申請者および申請者と生計を同一とする同居の親族の収入の合計額が以下の金額であること(離職等により申請日の属する月の翌月から以下の金額に該当することが明らかなる方も対象となります)

区分	金額(月收入) ※税引き前の総支給額
単身世帯	114,800円以下 ※那覇市116,000円以下
2人世帯	172,000円以下
3人以上世帯	212,000円以下 ※那覇市213,800円以下

※ただし、家賃額により収入要件が異なる場合があります。

区分	支給額
単身世帯	月収8.4万円以下…30,800円以内 (那覇市は32,000円以内)
	月収8.4万円超…以下算定式 30,800(※) - (月収 - 84,000) ※那覇市は32,000で計算
2人世帯	40,000円以内(那覇市は41,800円以内)
3人以上世帯	月収17.2万円以下…40,000円以内 (那覇市は41,800円以内)
	月収17.2万円超…以下算定式 40,000(※) - (月収 - 172,000) ※那覇市は41,800円で計算

※収入額や家賃額により支給額が異なります。

支給方法

福祉事務所(または福祉保健所)から住宅の貸主または不動産管理会社の口座に直接振り込まれます。

住宅手当受給中の義務

- ① 毎月一回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けること
- ② 毎月二回以上、各福祉事務所の支援員等による面接等の支援を受けること
- ③ 原則週一回以上、求人先へ応募を行うか、または求人先の面接を受けること

住宅手当の支給期間

住宅手当の支給期間は原則六カ月間ですが、次の要件を満たした場合、支給期間を三カ月間延長することが可能です。

- (要件)
- ・ 手当受給中に誠実な就職活動を行っていること
 - ・ 世帯の収入・預貯金が一定額以下であること

申請方法

住宅手当の申請は、お住まいの地域を担当する福祉事務所または福祉保健所で受け付けます。詳しい申請方法は、下記窓口までお問い合わせください。



沖縄県		各市福祉事務所			
福祉・援護課	098-866-2177	名護市 社会福祉課	0980-53-1212	豊見城市 社会福祉課	098-850-0141
北部福祉保健所	0980-52-0051	うるま市 生活福祉課	098-973-4982	糸満市 社会福祉課	098-840-8130
中部福祉保健所	098-938-9886	沖縄市 福祉総務課	098-939-1212	南城市 社会福祉課	098-946-8996
南部福祉保健所	098-889-6364	宜野湾市 保護課	098-893-4411	宮古島市 生活福祉課	0980-73-1962
宮古福祉保健所	0980-72-3771	那覇市 福祉政策課	098-862-9002	石垣市 福祉総務課	0980-82-5045
八重山福祉保健所	0980-82-2330	浦添市 福祉課	098-876-1234		

お問い合わせ ● 県福祉・援護課 TEL.098-866-2177 FAX.098-866-2758

お問い合わせ ● 県環境保全課 TEL.098-866-2236 FAX.098-866-2240